

令和8年（2026年）度事業評価シート

令和 8 年 6 月 22 日

評価対象事業	総務	-	21	固定資産税等賦課事務				☐ 法定受託事務
所管課	総務部 資産税課				評価者	資産税課長 福岡 理央		
一般	会計	款	10	項	10	目	10	
総合計画上の位置付け	分野名	行財政運営			施策の方針名	行財政運営		

1 事業の目的

対象	市内の土地、家屋及び償却資産の納税義務者	意図	地方税法に規定する固定資産税及び都市計画税の確保のため
効果	固定資産税及び都市計画税の適正な賦課を行う		

2 事業工程と運営資源配分

☐ 単年度事業 ☐ 終期のある事業 （事業終了予定年度： 年度） ☒ 単年度繰返

	令和7年度	令和8年度	令和9年度（未定）
事業工程	固定資産評価資料作成業務委託、地番現状図及び家屋図修正業務委託等	固定資産評価資料作成業務委託、地番現状図及び家屋図修正業務委託等	固定資産評価資料作成業務委託、地番現状図及び家屋図修正業務委託等
予算額（千円）	63,253	37,901	
国県支出金			
地方債			
その他			
一般財源	63,253	37,901	0
当初人員配置数	20.0	19.0	0.0
人件費（千円）	184,550	182,554	0
事業実績	固定資産評価資料作成業務委託、地番現状図及び家屋図修正業務委託等		
決算額（千円）	60,944		
国県支出金			
地方債			
その他			
一般財源	60,944	0	0
人員配置実績数	20.0	0.0	0.0
人件費（千円）	172,568	0	0

3 活動結果（アウトプット）指標

No	活動結果（アウトプット）指標		単位	初期値	目標値 目指す方向	R7	R8	R9
						（上段実績、下段経費（千円））		
活1	指標名	固定資産税に係る土地の評価	筆	96,228	－	96,431		
	実績につながる活動	固定資産評価基準に基づき、土地の評価額を算出				－		
活2	指標名	固定資産税に係る家屋の評価	戸	82,875	－	83,279		
	実績につながる活動	固定資産評価基準に基づき、家屋の評価額を算出				－		
活3	指標名	固定資産税に係る償却資産	件	4,498	－	4,626		
	実績につながる活動	固定資産評価基準に基づき、資産の取得価額を基礎として、耐用年数及び取得後の経過年数に応じた価値の減価を考慮して評価額を算出				－		

活動結果指標の実績に影響を与えた外部要因	
本事業実施に伴う活動結果指標の達成状況に対する評価	当該事業は、固定資産税及び都市計画税の適正な賦課を行うことが目的であり、その性質上、成果を求めるものではない。

4 成果（活動による直接アウトカム）指標

No	成果（アウトカム）指標の内容	単位	初期値	目標値 目指す方向	R7	R8	R9	関連する活動結果指標No （最大3つ）
成1								

成果指標の実績に影響を与えた外部要因	
本事業実施に伴う成果指標の達成状況に対する評価	当該事業は、固定資産評価基準に基づき、固定資産税及び都市計画税の適正な賦課を行うことが目的であり、その性質上、指標を設定することになじまないため。
活動結果指標と成果指標結果の比較分析（寄与度）	

5 評価結果

評価	妥当性	事業に対するニーズ	☐ 増えている	☒ 変わらない	☐ 減少している
		事業実施の主体となるべき者	☒ 市	☐ 国・県	☐ 民間事業者 ☐ なし
	有効性	事業の成果	☒ 十分に出ている	☐ 概ね出ている	☐ 出ていない
	効率性	事業費削減余地	☐ ある	☒ なし	
	公平性	関連・類似事業との統合	☐ できる	☒ できない	
方向性		評価実施年度の方向性	⇒ 評価実施翌年度以降の方向性		
	事業内容の方向性	☒ 事業内容は現状通り ☐ 事業内容は見直し済 ☐ 事業を休止又は廃止済 ☐ 他事業と統合済	⇒	☒ ① 事業内容は現状通りとする ☐ ② 事業内容は見直す → ☐ 拡大 ☐ 縮小 ☐ その他 ☐ ③ 事業は休止又は廃止する ☐ ④ 他事業と統合し、本事業は廃止する → 事業へ統合	
	予算規模の方向性	☒ 予算規模は現状維持 ☐ 予算規模は拡大済 ☐ 予算規模を縮小済	⇒	☒ ① 予算規模は現状維持とする ☐ ② 予算規模は拡大する ☐ ③ 予算規模は縮小する	

今後の取組方針（見直し方針）	課題への対応	結果	具体的な内容	
	前年度の新たな課題への対応結果	前年度は新たな課題なし		
	活動結果指標や成果指標の達成状況に影響を与える新たな課題	新たに認識された課題はなかった		
	新たな課題に対応するための新規事業の必要性	新規事業の必要性はない		
総評	固定資産評価基準に基づき、土地の評価額算出、家屋の評価額算出及び償却資産の評価額を算出することで、固定資産税及び都市計画税の適正な賦課を行うことができた。今後も地方税法に規定する固定資産税及び都市計画税の確保の観点から、引き続き適正を賦課を行っていく必要がある。			上位施策への寄与度
				A

○ 他市比較・ベンチマーク（県内外自治体や民間団体との比較値）

比較事項									
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市
他市実績									
当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方		地方税法に基づき、実施が業務付けられている事業であり、その最終目標が適正な賦課であることから、他市と比較ができるものではない。							